

消費者委員会設立準備参与会（第2回）  
（議事要旨）

1．日時：平成21年7月8日（水）9:55～12:05

2．場所：中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

3．出席者：

【消費者委員会設立準備参与】

池田参与、川戸参与、櫻井参与、佐野参与、下谷内参与、住田参与、田島参与、  
中村参与、林参与

【内閣府】

原消費者委員会事務局準備顧問、田中消費者庁・消費者委員会設立準備室長、  
齋藤同審議官、川口同参事官

4．議事次第

- ・開会
- ・参与会の運営について
- ・消費者委員会の役割・責務について
- ・各参与からの意見開陳
- ・自由討議
- ・閉会

5．議事の経過

参与会の運営、消費者委員会の役割・責務について

（中村参与）

確認したいのだが、前回の議事録を残しているのか。まずはそれをいただきたい。

（住田参与）

本日の議事については、今お話しがあったが、議事録の公開・非公開の取り扱いや本参与会の役割、運営等について議論を行いたい。まずは参与の位置付け等につき、担当者より説明をいただきたい。

（担当より資料1について説明）

(住田参与)

では、まず議事の公開・非公開について議論したい。

(中村参与)

先ほどの話だが、前回の第1回参与会の議事録が残されているのか確認したい。それと今回の会議は録音されているのか。

(櫻井参与)

まず議事の公開・非公開を議論するということが、そもそも参与会で何をすることを想定しているのか説明していただかないと、公開・非公開の議論はできない。はじめにその部分を説明してほしい。

(齋藤審議官)

前回の議事録は作成していない。今回の会議は録音しているが、議事録を作成するかどうかは本日の議論によるものと考えている。

また、本日の配布している資料2と資料3が消費者委員会の所掌事務等のポイントと消費者委員会に係る権限規定をまとめたものである。9月にも発足する消費者委員会が円滑なスタートを切るために、これら資料に記載されている事項に必要なことを議論していただくことになると考えている。

(櫻井参与)

その程度の内容は分かっている。その程度の説明で公開・非公開の議論ができるのか。

(川戸参与)

前回の議事録についてもメモは取っているだろうから、ペーパーにしていただきたい。

(住田参与)

私自身も簡単なものでも形に残す必要はあると思うが、準備室で対応は可能か。

(齋藤審議官)

前回は会議の録音等議事録を作成する準備ができていなかったが、個人の取ったメモをもとに簡潔なものであれば作成可能と思う。

(櫻井参与)

消費者委員会に与えられた役割は非常に幅広い。JAS法や食品衛生法など

消費者委員会に関わる法の仕組みはもちろんのことながら、それがどのように運営されるのか、つまりそれに関して消費者委員会がどのように開かれ、議論することになるのかといったことも早期に議論すべき大事な部分だと思う。この部分を議論していくためには、消費者委員会の役割についての認識を参与間で共有しておく必要がある。そのためにも、勉強会のようなものが必要ではないか。

(下谷内参与)

議事要旨でもいいから残すべきだと考えている。また、本日のフリーディスカッションでは何を議論するのか。消費者委員会に与えられた役割は幅広い。残り数回の会議で何を議論することになるのか。それをはっきりさせていただきたい。

(池田参与)

私も何をするのかよく分かっていないが、なぜ消費者委員会が必要になったのかといった点もしっかり説明していただき、同じレベルの認識を持った上でフリーディスカッションを行うべき。また、事務局で、テーマをある程度絞っていただきたい。

(川戸参与)

参与会が何をやる場なのかははっきりさせるべき。そのためには、消費者委員会が何をやるのか共通認識をもたないと、先のことを議論することはできない。

(齋藤審議官)

参与会は皆様の思いを述べていただく場。消費者委員会がそもそも何をやる組織なのかということについては、法律や附帯決議で何をなすべきとされているかという点を後ほど説明させていただきたい。

(佐野参与)

役割、責務をしっかりと説明していただきたい。それがないと公開・非公開も決められないとの話もあったが、フリーディスカッションにしても、まず説明をしていただいて認識を共有してからにするべき。

(担当より消費者委員会の権限規定、附帯決議等について説明)

(中村参与)

資料3には消費者基本法29条が抜けているのではないか。

(川口参事官)

確認の上、提出しなおしたい。

(櫻井参与)

組織法レベルで事実上の措置要求は可能なのか。消費者安全法の措置要求の場合は被害を防止するという観点だが、組織法で消費者の利便向上という観点から行うことは可能か。また、すき間の概念についてもこれまでの経緯も含め説明していただきたい。

(川口参事官)

組織法については、被害の防止だけでなく、消費者の利益の擁護・増進について幅広く企画・立案が可能。それをバックアップする消費者委員会も同様である。また、すき間の概念については別途説明する機会を設けたい。

(池田参与)

例えばこんにゃくゼリーのどこがすき間なのか。

(川口参事官)

例えば、食品衛生法は食中毒等の衛生面を規制しているもので、形状等物理的な危害を規制できず、JAS 法では危険性の表示を規制する位しかできない。また、消費生活用製品安全法においても、食品は対象とならないので規制できない等、現在の法律では対応できない。

(中村参与)

これは感想だが、例えば消費者安全法 18 条の規定は今までにない画期的な権限である。ここに消費者委員会は意見を述べることになる。国家の危機管理の一翼をになう一大事に緊急に対応しなければならない。この点からも消費者委員会は非常に重い委員会である。これを非常勤でできるのか。不当利得剥奪制度の検討や地方支援の問題など負っている役割は重い。これらを念頭において、現在の参与会の開催ペースや消費者委員会の開催頻度、専門部会、事務局組織等を考える必要がある。

(住田参与)

会議の公開の問題や公開するのは議事要旨に留めるのかという問題、個人情報に関わる部分はどうか等、このあたりで一度議論したい。

(佐野参与)

消費者は消費者庁、消費者委員会に非常に期待している。9月スタートと

されているが、それまでにどのように議論されるのか、それを知ってもらう必要があると思っている。消費者に、消費者委員会ができることによってどのようなメリットがあるのかを知ってもらうという点や、どのように消費者の意見が反映されるのかという透明性の点からも、公開すべきではないか。

(川戸参与)

消費者目線で新しい組織を作るのだから、消費者庁は何をするのか、消費者委員会は何をするのかという点が消費者まで浸透しないと意味がない。ネットの利用や記者クラブを利用する等方法はいくらでもある。会議はフルオープンにすべき。

(下谷内参与)

現場の相談員は参与会に強い関心を持っている。公開し、傍聴も認めていただきたい。

(池田参与)

公開に反対する主旨ではないが、議事内容によっては非公開とすべきものもあると思う。具体的な事例を取り扱うようなときには、風評被害、プライバシー等の問題もある。このような点も考慮いただいた上での公開であればよい。

(櫻井参与)

実質的に行政機関的な役割も担うとすれば、単なる諮問機関ではない以上、中には公開すべきでないものもあると思う。作戦会議のようなことが必要な場合もある。事業者に関する議論をするときに公開では意見が制約されるおそれもある。また、フルオープンにすると、フルオープンでない場を別に設定しなければならなくなるのではないか。

(佐野参与)

消費者庁、消費者委員会は消費者の権利の擁護を前提にした組織。事業者への配慮を言い出したら、他の省庁と同じになってしまう。それでは消費者庁、消費者委員会を設置する意味がない。

(櫻井参与)

一般論としてはおっしゃるとおりだと思うが、消費者と消費者団体は同じではない。これは消費者概念の整理の問題でもあるが、消費者という言葉にとらわれすぎると、逆に国民の感覚から離れてしまうおそれもある。

(住田参与)

それぞれ意見があるのは分かったが、公開・非公開については、ひとまずフルオープンとし、非公開の必要があればそのときに検討する形で良いのではないか。

(林参与)

はじめにフルオープンにすると戻れなくなる可能性がある。

(中村参与)

消費者委員会や参与会について多くの意見書が届いているが、非公開で良いという意見は一件もない。

(住田参与)

そろそろこの議論をまとめる必要があると思うが、議事要旨を公表することとし、傍聴に関しては原則可とした上で、戦略的な会議を行う場合等には時間を区切って傍聴を不可とする等、対応を考えることとしたい。

各参与からの意見開陳

(佐野参与より提出資料に基づき説明)

(松本参与提出資料について準備室担当者読み上げ)

(住田参与より提出資料に基づき説明)

自由討議

(池田参与)

消費者委員会で考えるべきことは、新しい消費者目線に立った組織としてあるべき姿を追求することと、現実的な観点、つまり今困っている人にどう対応するのかということである。

また、消費者庁がいかに効率的に業務をやるのかチェックすべき。組織が肥大化して従来の霞ヶ関と同じになってしまわないようにチェックしていくべきである。

また、これは申し上げておきたいが、我々は事業者だが誰よりも消費者を重視している。私の会社でも消費者から1年間で3万件の声が寄せられるが、これは最優先事項として社内で共有している。事業者と消費者を敵対関係で捉えるのではなく、消費者委員会を、事業者と消費者をつなぐwin-winの関係をつくる場とすべき。

広報もしっかりやる必要がある。

(川戸参与)

消費者庁は効率的な組織でなければならない。この点のチェックも必要。

また、どうやったら消費者庁のマインドが活かせるようになるのかもチェックしたい。さらに、とにかく広報が大事。消費者庁が行うことを消費者に周知できなければ何にもならない。

(齋藤審議官)

今回は、項目を絞って、テーマを提示していきたい。

(住田参与)

次回以降の日程については、7月21日(火)、8月3日(月)、8月20日(木)に開催することとし、できれば8月26日(水)にも開催することとしたい。

(櫻井参与)

8月開催の参与会の予定についても次回参与会で概要を提示していただきたい。

(以上)

本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。